

令和3年 7月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和3年7月19日 午後2時00分 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員 11名
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増淵勝
9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 18名
12番 柏木武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学
20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 25番 福田重勝
26番 福田隆夫 27番 大島昭吾 28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀
30番 佐藤修一 31番 小倉政一

欠席推進委員 23番 柴田洋一 24番 吉原浩之

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第15号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第16号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第17号 農地法第18条(通知)について
- 第6 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第38号 非農地証明願について
- 第9 議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第10 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第11 議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、推進委員の柴田洋一委員、吉原浩之委員から欠席する旨の届出があり、

推進委員につきましては20名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和3年7月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。3番高橋和子委員、5番斎藤敏夫委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第15号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第15号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明します。総会資料は1ページとなります。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年6月21日。許可日および指令番号につきましては、令和3年6月21日、日農委指令第4-1号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

福田 絹江 議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第16号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村主任挙手)

はい、川村光代主任お願いします。

川村光代主任

報告第16号 農地法第5条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。総会資料は2ページから3ページとなります。先月の5条申請は6件ございました。許可書につきましても6件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年6月21日。許可日および指令番号につきましては、令和3年6月21日、日農委指令第5-17号から22号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長 　　ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。
（大貫宣秀委員挙手）
はい、大貫委員

大貫宣秀推進委員 　　本来なら私の方で勉強してこななければいけないのですが、今の議事の中で、申し訳ありませんが確認の意味で農地法の3条や5条について、教えていただきたいと思ひます。

福田 絹江 議長 　　研修会の際にお話があったかと思ひますが、簡単に事務局から、まず3条から説明をお願いします。
（鯉沼慶主査挙手）
はい、鯉沼主査

鯉沼慶主査 　　3条についてですが、農地を農地として売買したり貸し借りの契約を結んだりすることなどの内容となります。そして農地を農地として引き続き耕作するという形で他の人に売ったり、貸し借りの契約を結んだりすることに対する許可となっております。

福田 絹江 議長 　　4条について簡単をお願いします。
（川村光代主任挙手）
はい、川村主任。

川村光代主任 　　4条と5条につきましては農地転用といいまして、農地から農地以外のものに代えるための申請です。例えば農地を宅地として一般住宅を建てるとか駐車場にするとか工場を建てるとかなどの場合です。そして4条と5条の違いですが、自分が持っている農地を自分で転用する場合は4条、転用する際に自分から他の人に所有権が移る場合は5条ということになります。

鯉沼慶主査 　　この他に非農地証明というのがありますが、非農地証明というのは、すでに農地以外の状況になっている場合です。例えば、家が建っていて宅地になっているとか、木が生い茂っていて山林になっているとか、農地が農地以外の様相を呈している場合、これが20年以上経過していれば非農地の証明を出せるという事務になっております。以上です。

福田 絹江 議長 　　ありがとうございました。先日の研修会の際に冊子をいただいていると思ひます。それに全部書いてあると思ひますので、皆さん、それで勉強して総会に臨んでいただきたいと思ひます。耳慣れない法律で慣れるまで大変だと思ひますが、農業委員と推進委員の仕事の一つだと思ひますのでよろしくお願ひいたします。よろしいですか。
（「はい。」との声あり）

福田 絹江 議長 　　日程第5、議案第17号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（大島副主幹挙手）
はい、大島副主幹

大島尚美副主幹 　　報告第17号 農地法第18条（通知）について、ご説明いたします。総会資料は、4ページから9ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による、お互いの合意による解約の通知が農業委員会にあったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。今月の件数は12件で、申請番号1が農業委員会扱いの相対での利用権の解約、2番～12番が日光市農業公社が間に入っている利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長 　　ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。
（「なし。」との声あり）

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

福田絹江議長

ないようですので次に移ります。日程第6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。川村部会長から全体的な説明をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村部会長。

今回は新しい体制になってからの現地調査でしたので、7月15日に意見要請活動部会と担い手育成部会の2部会体制で現地調査を行いました。意見要請活動部会は2班体制で実施いたしました。第1班は高橋和子副部会長、酒主学委員、福田浩一委員、事務局から沼尾事務局長が同行しました。第2班は私、川村、福田正明委員、吉原浩之委員、福田会長、事務局から永吉副主幹が同行しました。申請案件については3条申請が3件、相続税の納税猶予に関する案件が1件、合計4件です。担当は、農地法第3条の規定による許可申請についての議案第36号1番は酒主学委員、2番が福田正明委員、3番が福田浩一委員、相続税の納税猶予に関する案件が福田正明委員であります。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは3条の番号1番について担当委員の説明を求めます。

(酒主学推進委員挙手)

酒主学推進委員

はい、酒主推進委員。

総会資料10ページ、議案第36号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市高原地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、高原地内のスキー場、元鶏頂山スキー場から北西へ約1.5キロメートルに位置した場所です。日塩もみじラインから左折して北西に1.3キロメートルほど進んだ付近に申請地があります。申請地は2筆で、登記簿地目・現況ともに全て畑となっております。道路が真ん中を通っております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、大根を作付けしております。農地取得後も大根の栽培を行う予定です。この写真は●●番地の土地ですが、道路から北側に向かって見た写真です。この写真も同じです。こちらは道路から南側の畑を見た写真で地番は●●番地です。こちらは全体の写真です。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について高橋副部会長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員

はい、高橋副部会長。

親子間の贈与による3条申請です。農地は適切に管理していますので、許可することに問題はないと思われまますのでご審議の程宜しくお願いたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池委員。

この案件は、親子間の贈与で、全部の農地を生前に贈与すれば納税猶予の特例というものがあると思われまます、全部ではなく一部というのは贈与税対策か何かなのでしょう。

(鯉沼慶主査挙手)

福田絹江議長
鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

譲受人が県から補助金を受けていまして、この対象の農地を所有することが前提での補助金となっているようでして、その手続きのために今回贈与ということで申請が出されたということです。県の農業振興事務所も確認済みです。

福田絹江議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明推進委員挙手)

はい、福田正明推進委員。

福田正明推進委員

私は議案第36号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市沓掛地内における代物弁済による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、沓掛地内、塩野室地区センターから南西へ約400メートルと、南東に約700メートルに位置した場所です。塩野室地区センターから市道を南に200メートル、右折して西に300メートルほど進んだところと、同じく塩野室地区センターから市道を南へ200メートル、左折して東に400メートル、さらに南へ100メートルほどのところに申請地があります。申請地は3筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、季節の野菜・果物等を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。こちらは申請地の写真です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について川村部会長から報告願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件は代物弁済による3条申請です。譲受人は、経営農地を適切に管理し、農地取得後も水稻栽培を行う予定で、法律上も何ら問題はないと判断いたしました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、部会以外の方からのご意見等をお受けいたします。何かございますか。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

私は、これまで農業委員をやってきた中で初めて代物弁済が出てきましたので、代物弁済についてご説明していただければありがたいと思います。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査

福田絹江議長

鯉沼主査

代物弁済についてですが、お金を借りていた場合、お金によって返せないような時に、その他のもので、今回農地ですが、農地を引き渡すことでお金を返したことにする手続きということになります。

福田絹江議長

事務局長から付け加えることはありますか。

沼尾洋克事務局長

鯉沼が説明したとおり、お金を借りたときにお金で返すことが一般的ですが、物で返すことが代物弁済ということになります。日光市に合併して15年間、農業委員会において代物弁済による手続きはなかったということらしいのです。

が、全国的に見ると代物弁済により農地の所有権を移転するという事は特に珍しいことではないという状況にあります。

(村上隆推進委員挙手)

はい、村上委員。

物々交換ということですか。

お金を借りたときにお金ではなく物で返すことになります。

どんな物があるのですか。

農地以外の土地もあります。他には調べたところ車とか美術品などもあるということです。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

金銭消費貸借契約に基づく代物弁済というものが多いと思います。簡単に言うとお金の貸し借りがあり、それが不履行となったときに、担保となるものが実行され処分される、つまり物で決着をつけるということです。一般的に住宅ローンとかで登記簿謄本を見るとよく出てきます。非農家の方が農地を取得するときに問題となるような気がします。

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員。

貸した金額までは立ち入らないのですか。

(沼尾事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

結論から言いますと金額までは立ち入りません。代物弁済は両者の合意の上で行うもので所有権を移転するものですから、農業委員会で立ち入るものではないと思います。この案件は抵当権が設定されておりまして、農地の売買の相場に近い金額だったと認識しております。

ただ今事務局からご説明がありました。皆さん、代物弁済についてご理解いただけましたでしょうか。他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

次に、3条の3番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田浩一推進委員。

私は議案第36号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市川室地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、川室地内、豊岡中学校から北へ約600メートルに位置した場所です。豊岡中学校から国道121号線を北に600メートルほど進んだ左手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻及び季節の野菜を作付けしております。農地取得後は水稻の栽培を行う予定です。この写真は、北西から撮った写真です。こちらは南東から撮った写真です。北側に杉林が隣接しております。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可することに問題ないものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果につい

福田絹江議長
村上隆推進委員
鯉沼慶主査
村上隆推進委員
鯉沼慶主査

福田絹江議長
大島一比古推進委員

福田絹江議長
大島昭吾推進委員

福田絹江議長
沼尾洋克事務局長

福田絹江議長

福田絹江議長

福田浩一推進委員

福田絹江議長

て副部長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

この案件は、許可要件のすべてを満たしておりますので、許可することに何ら問題はないと思われまます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、日程第7、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について事務局の報告を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

総会資料11ページをお開きください。この案件は、昨年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので5条申請がありました。なお、7月13日に事務局の方で現地を撮影してきましたので、現地につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。貸し人、借り人及び申請地は申請のとおりです。申請目的ですが、小林地内におきまして、資材置場及び駐車場を目的とした5条申請です。位置図ですが、塩野室地区センターから南東約3キロメートルほどの場所に位置しております。案内図ですが、塩野室地区センターから県道小林・逆面線を東へ3キロメートルほど進んだ右手が申請地です。公図ですが、登記簿地目、現況ともに畑です。なお、一部資材置場及び駐車場として利用されていたため、農用地区域の変更申請の際、始末書が添付されております。周囲の状況は東側が田、西側は宅地、南側は市道、北側は県道です。土地地用計画図ですが、申請人の有限会社●●は日光市小林に本店を置き土木建築業を主な業とする平成2年設立の資本金300万円の有限会社です。建築資材等は数多くあり、現在の敷地では狭く建設資材等の保管、搬入・搬出に支障をきたしているため資材置場・駐車場として利用したく申請するものです。申請地は、建築資材（L型擁壁・U字溝・ヒューム管・ブロック等）置場、また建設用重機・トラック等の駐車場として利用し、周囲は安全対策のためコンクリート擁壁を築造し、フェンスを設置します。敷地の東側は建設資材等の搬入・搬出がスムーズにできるよう幅員3メートルほどの通行帯を設ける計画です。上下水道はありません。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透処理いたします。資金計画ですが、総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。こちらは7月13日に事務局で撮影した写真で、現地は特に変化がないことをご報告いたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。報告が終わりました。番号1番について、ご意見・ご質問をお受けいたします。

(富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員

今、「始末書が添付されております」とご報告がございましたが、始末書について教えていただきたいと思っております。

福田絹江議長
川村光代主任

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

日光市の場合ですが、例えば農地とは知らずに一部を砂利敷きにして車の進入路などとして使っていた場合など、転用の許可申請が必要だということをご説明し、転用許可申請の提出の際に始末書を添付していただいております。内容としましては、「農地とは知らずに進入路として使ってしまいました。二度とこのようなことがないように今後注意いたします。」というようなものです。ただし、始末書は一度しか使えません。始末書を出せばいいと思われることがないよう、一度しか使えない旨はお伝えしております。先ほど非農地証明の説明がありましたが、許可を得ずに家を建ててしまった場合、20年以上経過していれば、非農地証明書を出せる場合がありますが、20年経過していなくて家を壊せない場合で、転用申請を出さざるを得ない場合は、始末書を提出していただいたうえで、なおかつ一般住宅への転用申請を出していただいております。

福田絹江議長

よろしいでしょうか。故意にやったのではないということを確認したうえで始末書を提出していただいて許可願いを出すということです。他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を集結し、番号1番について、採決を行います。5条1番につきましてこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第38号「非農地証明願について」を議題といたします。今月の本議案に係る現地調査は、担い手育成部会が担当しております。小池部会長から全体説明をお願いいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅部会長

非農地証明願いについて担当いたしました。担当者は私、小池と高橋久美子副部会長、福田富美男委員、神山守委員、富田順子委員、事務局から福田係長と川村主任が同行いたしました。議案1番については高橋久美子委員、2番が神山委員、3番は事務局、4番は富田委員、5番は福田富美男委員が報告いたします。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告をお願いします。

(高橋久美子委員挙手)

はい、高橋委員。

高橋久美子農業委員

それでは議案第38号の1番を説明いたします。本申請は、日光市森友地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明をします。願出地は、森友地内、日光市役所から南東へ約1.2キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。七本桜交差点から国道119号線を南東に800メートルほど進み、右折して南に100メートルほど入った先が願出地です。公図による説明です。登記簿地目は田です。現況は宅地です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側は宅地と道路です。約10戸ほど入るアパートが建築されています。駐車場は車20台ほど止められる広さです。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。現地には願出人が立ち会いました。願出地は、平成11年頃にアパートが建築されて以来、宅

地として利用され22年が経過し現在に至っております。写真ですが、駐車場の写真、南側から見た写真で、2階建てのアパートです。これは西側から撮った写真で、ここは水路です。以上の事から証明することに問題はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について小池部会長から報告願います。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

宅地となって20年以上経過したことが確認できましたので証明することに問題はないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは番号1番について、採決を行います。1番につきましてこの原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(神山守推進委員挙手)

はい、神山推進委員。

神山守推進委員

私は、議案第38号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市今市地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図になります。願出地は、今市地内、東武鬼怒川線大谷向駅から北へ約100メートルに位置した場所です。案内図ですが、東武鬼怒川線大谷向駅前の交差点から西に50メートルほど入ったところが願出地です。公図ですが、登記簿地目は畑で、現況は宅地です。土地利用図による説明ですが、周囲の状況は、東側は宅地、西側は雑種地、南側は道路、北側は宅地です。空中写真による説明ですが、平成7年撮影の空中写真が添付されております。現地には願出人、及び土地家屋調査士2名が立ち会い、杭打ちがされておりました。願出地は、昭和52年に居宅が建築されて以来、宅地として利用され約44年が経過し現在に至っております。以上の事から証明することに問題はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について小池部会長から報告願います。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

この案件につきましても、宅地となって20年以上経過していることを確認してまいりました。証明することに問題はないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について、担い手育成部会以外の委員の方のご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について事務局の報告を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第38号の3番を担当いたしました。この案件は昨年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので、非農地証明願がありました。本申請は、日光市沢又地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図です。願出地は、沢又地内、沢又公民館から東へ、約1キロメートルの場所に位置します。案内図です。沢又公民館から市道を東へ1キロメートルほど進んだ右手に願出地があります。公図です。願出地は3筆で、登記簿地目は2筆が田、1筆が畑です。土地利用計画図です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は田と畑、北側は道路と山林です。願出地は、相続により取得しましたが、売買するに当たり登記簿地目が農地であることが判明しました。過去43年以上にわたり宅地として一体的に利用され現在に至っております。空中写真です。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。こちらは12月16日の現地調査の際に撮影したものです。次にこちらは、7月16日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上のことから証明することについては問題がないかと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

報告が終わりました。番号3番について、ご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番についてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(富田順子推進委員挙手)

富田順子推進委員

はい、富田委員。

議案第38号の4番を説明いたします。本申請は、日光市吉沢地内において宅地兼通路として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図ですが、申請地は、吉沢地内、日光市役所から東へ約400メートルに位置した場所です。案内図ですが、市役所から七本桜交差点に向かう道路の東武日光線のアンダーの手前から東に100メートルほど進んだ所に申請地があります。公図による説明ですが、登記簿地目は畑で、現況は宅地兼通路です。周囲の状況は、東側は青地、西側は畑と道路、南側は宅地、北側は水路です。現地には願出人と土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてあります。願出地は、平成7年4月に隣接地の所有者が会社を設立して以来、宅地兼資材置場への通路として利用され26年が経過しております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。以上の事から証明することに問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について高橋副部長から報告願います。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員	説明のとおり、20年以上が経過し、空中写真も添付されておりますので証明することに問題はないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。
福田絹江議長	報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
福田絹江議長	(「なし。」との声あり) それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
福田絹江議長	(挙手全員) 農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号4番についてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。
福田絹江議長	続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。
福田富美男推進委員	(福田富美男推進委員挙手) はい、福田委員。 私は議案第38号の5番を担当いたしました。本申請は日光市木和田島地内において公衆用道路として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は、木和田島地内、猪倉小学校から北西へ約600メートルに位置した場所です。案内図ですが、猪倉小学校から新里街道を北西に600メートルほど進み、右折して北に100メートルほど入ったところに申請地があります。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は畑と青地、西側は道路、南側は道路、北側は青地です。昭和50年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。現地には土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてありました。現在の道路がここからこのようにあります。願出地は、昭和50年頃から、公衆用道路の一部として利用され45年が経過しております。以上のことから証明することに問題はないと思われるのでご審議の程よろしくお願いいたします。
福田絹江議長	ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について高橋副部長から報告願います。
高橋久美子農業委員	(高橋久美子農業委員挙手) はい、高橋副部長。 写真ですと高低差がよくわからないと思いますが、ほとんど道路の法面ですので証明することに問題はないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。
福田絹江議長	報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
福田重勝推進委員	(福田重勝推進委員挙手) はい、福田推進委員。 ちょっとわかりづらいのですが、道路はどのようになっていますか。
福田富美男推進委員	(福田富美男推進委員挙手) はい、福田推進委員。 写真では、現在の道路はここです。申請があった場所はここです。ここは青地で、青地の中に申請された道路が入っている形です。
福田絹江議長 福田重勝推進委員	(福田重勝推進委員挙手) はい、福田重勝委員。 税金はどのようになっているのですか。
福田絹江議長 鯉沼慶主査	(鯉沼慶主査挙手) はい、鯉沼主査。 現況が畑になっているので、税金はかかっていると思われれます。
	(沼尾事務局長挙手)

福田絹江議長
沼尾洋克事務局長

はい、沼尾事務局長。

一見すると畑の畦畔に見えてしまうので、畑として課税していた可能性が高いと思います。今回、市の維持管理課と申請者が立会いをして、市道としての管理範囲はここ（法面の上）までと認定したところが赤線の部分です。それで公衆用道路として申請が出されたということです。ただし、底地は個人の名義のままということだと思えます。

福田絹江議長

よろしいでしょうか。市の道路の担当課の認定もされていますので非農地ということで間違いないと思えます。他にご意見等はございませんか。

（「なし。」との声あり）

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第39号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とし、担当委員の報告を求めます。

（福田正明委員挙手）

福田正明推進委員

はい、福田推進委員。

本申請は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願に関する案件です。被相続人・相続人及び納税猶予の特例の適用を受ける農地等はそれぞれ願出のとおりです。願出地は、森友地内、今市中学校から南へ約500メートルに位置した場所です。今市中学校前から市道を南に300メートルほど進み、右折して西に300メートルほど進んだ周辺に願出地があります。申請地は9筆あり、現況は畑が5筆・田が4筆となっております。この証明は、相続税の納税猶予の特例を受けようとする相続人が相続にかかる相続の申告期限（亡くなった日の翌日から10か月以内）までに農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うと認められるという証明であります。今回の相続人については、父から相続する農地について農業経営を開始しており、引き続き家族3人で適切に耕作していく予定です。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について川村部会長から報告願います。

（川村耕一農業委員挙手）

川村耕一農業委員

はい、川村部会長。

この案件は、説明のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願に関する案件です。相続人は父から相続し農業経営を開始しており、引き続き耕作をしていますので、部会として証明妥当と判断しております。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

しっかり耕作し、花栽培もしている農家ですね。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めま

す。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第40号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。農地法の3条でも農地の売買や貸借はありますが、基盤強化促進法という法律の下でも売買や貸借の規定がございます。違いはいくつかありますが、基盤法による売買の場合は県がいったん農地を買って、それを買い手に売る形となります。ですので、総会資料の15ページの1番については、県が一旦買う、2番については県が買ったものを買い手に売るということになります。今月の件数は2件で、面積合計は2筆で5,652㎡となります。「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は16~20ページになります。件数は9件、面積合計は38筆で70,452.24㎡となります。内訳は、すべて新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。「設定をする者(貸人)」・「設定を受ける者(借人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

この件についてご質問等がございましたらお受けしたいと思えます。

10アールあたりでお米によるキロ数が違ったりしていますが、これはお互いの合意のもとにこの数字を出しているんですね。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹

大島尚美副主幹

基本的にお互いで決めた金額や物納になっています。基盤整備がされているか否か、田か畑かなどで金額が変わってくることが多いです。また、昔からの金額のまま変更していなかったり、貸し手の方もやってくれるのならいくらでもいいというような理由で金額が安くなっている場合があるかと思えます。いずれにしてもお互いの納得の上での金額だと思えます。

福田絹江議長

一律ではなく、圃場の条件や、今までの関係等でそれぞれのもとにおいて決定しているということですね。

それでは採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

質疑を終結し採決いたします。議案第40号の案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第11、議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、ご説明いたします。議案の説明に入る前に、資料として「集積計画一括方式と配分計画の事務フロー及び想定スケジュール」があるかと思しますのでこちらをご覧ください。農地の貸し借りについては、先程の基盤強化促進法でも貸し借りを行っておりますが、新たに数年前から農地中間管理事業のもとで農地の貸し借りを行っているものもございます。違いは、間に「農地バンク」という、これは公益財団法人栃木県農業公社が担っているんですが、「農地バンク」を通しての貸し借りになるのが農地中間管理事業ということになります。これを使うことで、いろいろなメリットがありますので、これからこちらを活用していくことになるのではないかと思います。中間管理権の設定については、以前は貸し手から農地バンクへ貸し付ける（農地集積計画）を市で作成し皆さんに審議していただき、その後、農地バンクから借り手へ配分する（貸し付ける）配分計画を作成し意見を伺うという2段階の審議をお願いしていたため、権利設定まで4ヶ月ぐらいかかっていたんですが、それでは時間がかかりすぎるということで、昨年6月ごろから集積計画一括方式（資料の①）に変更となり2ヶ月から3ヶ月で契約が結べるようになっております。なにが違うかというと、まず、県で審議した後、問題がなければ、貸し手の農地を農地バンクが転貸し貸し手に貸し付けるという1回の審議で完結する一括方式をとっております。今回ご審議していただくものは、一括方式で契約していたものを借り手だけを変更するというものです。これは貸し手に戻すのではなく、借り手から転貸者である、農地バンクに解約という形で戻し、それを農地バンクから新たな借り手へ再配分することとなるため、一括方式でなく配分計画という形でご審議していただくこととなります。

それでは、総会資料21ページをご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により日光市が作成した農用地利用配分計画（案）について、農業委員会の意見を求められています。本件は令和元年12月～令和12年12月31日までの期間において農地バンクを通して中間管理権を設定したものにつき、先月借手を変更するにあたり解約ができたもので、新たな借り手へ再配分するものです。件数は1件で、面積は1筆で839㎡、対象者数は1名です。権利の設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。

ただいま事務局の説明が終わりました。なかなか理解するのが難しいところもあったと思いますが、借り手が変わる場合に元の借り手に返さずに変更できるということですね。なにかご質問はございますか。

（富田順子推進委員挙手）

はい、富田委員。

「公益財団法人栃木県農業公社」が「農地バンク」なんですか。

（大島尚美副主幹挙手）

はい、大島副主幹

中間管理事業を推進する事業体を、栃木県では「公益財団法人栃木県農業公社」が担っておりまして、愛称として「農地バンク」を使っております。

他にご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。議案第41号について、この原案のとおり農用地利用配分計画（案）について「同意」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、議案第41号は原案のとおり『同意』することに決しました。

福田絹江議長

富田順子推進委員

福田絹江議長
大島尚美副主幹

福田絹江議長

福 田 絹 江 議 長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年7月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後3時55分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

3 番 委 員

5 番 委 員